

日向市監査委員告示第5号

令和6年10月1日

日向市監査委員 門 脇 功 郎

日向市監査委員 畝 原 幸 裕

令和6年度定期監査結果に関する措置状況の公表について

令和6年度に実施した定期監査の結果に基づき、日向市長及び日向市教育委員会から、措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、これを公表します。

記

1 対象課等

- (1) 福祉部 こども課所管 細島保育所 上町保育所
- (2) 教育委員会 生涯学習課所管 東郷公民館

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

(別紙)

こども課所管

指摘等	措置状況
細島保育所 【注意事項】 10万円を超える修繕料の契約において、随意契約理由書等、必要な書類の添付がない状態で契約が締結されているものがあった。日向市財務規則第104条、日向市工事請負契約等事務取扱規程第5条の規定等に基づき、遺漏のないよう適正に処理されたい。	担当者及び管理者が、契約における日向市財務規則第104条、日向市工事請負契約等事務取扱規程第5条の規定等の条文を熟読し、今後遺漏のないように処理を行うよう共有を図った。
上町保育所 【注意事項】 研修会の参加費を、参加した職員が立替えて支払っている事例が見受けられた。適切な方法ではないことから、事前に資金前渡が必要ないか確認を行ったうえで、必要な場合は地方自治法施行令第161条及び日向市財務規則第60条の規定に基づき、資金前渡による方法をとられたい。	管理者が資金前渡の必要が無いかを確認し、必要な場合は地方自治法施行令第161条及び日向市財務規則第60条の規定に基づき適正に処理を行う。職員においても研修費等の支払いにおいて周知、徹底するよう指導した。

生涯学習課所管

指摘等	措置状況
東郷公民館 【注意事項】 公民館使用料の調定について、複数回の使用をまとめて調書を作成している事例が多く見受けられた。調定については、歳入の基本であることから、事由が確定した時点で作成するようにされたい。	利用者の希望により、まとめて調書を作成していましたが、今後は事由が確定した時点で作成するようにいたします。